

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月8日

【ファンド名】 ノムラ・オフショア・シリーズ・トラストー
GSエマージング社債ファンド
円投資型1506／米ドル投資型1506／豪ドル投資型1506
(Nomura Offshore Series Trust -
GS Emerging Markets Corporate Bond Fund (Class Yen Hedged Units
1506 / Class US Dollar Units 1506 / Class Australian Dollar
Hedged Units 1506))

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 フランソワ・ジョン
(Francois John, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）の取締役会は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」といいます。）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」といいます。）と協議の上、ノムラ・オフショア・シリーズ・トラストーG Sエマーシング社債ファンド（以下「ファンド」といいます。）の円投資型1506、米ドル投資型1506および豪ドル投資型1506を2020年12月15日付で償還することを、2020年11月12日付で決定しました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2020年12月15日（繰上償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、10月末現在の純資産総額が約25.3百万米ドル（約27億円）程度であることに加え、クラス毎に順次満期償還を迎え純資産総額が縮小していくことが見込まれる一方、本来期待されるポートフォリオの分散投資には最低25百万米ドル（約26億円）程度の規模が必要であり、健全な運用の継続が困難となりました。

ファンドは、すべてのクラスの純資産総額の合計が30億円相当額を下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により償還することが目論見書の定めにより可能であり、また、各クラスについても10億円相当額を下回った場合にはいつでも管理会社および投資顧問会社と協議の上、受託会社の裁量により償還することが可能です。

受託会社は管理会社、投資顧問会社と協議の上、ファンドの資産規模に鑑み、健全なポートフォリオを構築したうえでファンドの継続は困難であり、受益者に不利益をもたらす恐れがあるとの判断から、ファンドを償還することを決定しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2020年11月付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

1. 代表者証明（在職証明）
2. 提出代理権限を付与する書面（委任状）